

中山間地域等一覽

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
大東町	阿用村 海潮村	○山村振興法第7条第1項	加茂町(全域)	加茂町		○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項 ○豪雪地帯対策特別措置法第2条
木次町	温泉村		大東町	大東町 春殖村 幡屋村 佐世村		
三刀屋町	飯石村 中野村 鍋山村			木次町	木次町 斐伊村 日登村 飯石村	
吉田村(全域)	(田井村) (吉田村)		三刀屋町		三刀屋町	
掛合町	波多村 多根村 松笠村		掛合町	掛合町		
従来どおり						

雲南市

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算